

議案第31号

大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例
大網白里市ガス供給条例（平成8年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第27条・第28条）」を「第7章 その他の供給
第8章 雑則（第31
条件（第27条—第30条）
条）」に改める。

第1条中「第2条第1項に規定する一般ガス事業のガスの供給」を「第2条第2項に規定するガス小売事業（以下「ガス小売事業」という。）のガスの小売供給及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業（以下「一般ガス導管事業」という。）のガスの託送供給」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号」を「、次の各号」に改め、同条第8号中「整圧器」の次に「（ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいう。以下同じ。）、昇圧供給装置（ガスを昇圧して供給する装置であって、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいう。）を備えないものをいう。）」を加え、同条第17号中「管理規程をいう」を「企業管理規程をいう」に改め、同条に次の1号を加える。

(21) 大口供給 一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量46メガジュールのガスを常温及び常圧で10万立方メートル以上供給するものに相当する量であるものをいう。

第3条中「一般ガス事業」を「ガス小売事業及び一般ガス導管事業」に改め、「の一部」を削る。

第4条第1項及び第6条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第7条第2項本文中「・労務費・運搬費・」を「、労務費、運搬費、」に改

め、同条第3項本文中「遮断装置」の次に「（危急の場合にガスの供給を速やかに遮断することができるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第9条ただし書中「位置替え」を「位置替え等」に改める。

第10条第3項中「うえ」を「上」に改める。

第11条第2項前段中「本市が別に定めた」を「特別な」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に、「別に定める検査に要する費用」を「検査に要した費用」に改め、「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第14条本文中「内管」の次に「、昇圧供給装置」を加え、「（所要費用に消費税等相当額を加えた額）」を削る。

第15条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「使用者に」の次に「ガスの」を加え、同項第3号中「工事施行」を「工事の施行」に改める。

第17条第1項第7号中「第25条第5項」の次に「又は第26条第4項」を加え、同条第2項中「前項第1号、第2号及び第3号」を「前項第1号から第3号まで」に改める。

第22条第1項第1号及び第2号中「早収期間」を「早収料金算定期間」に改める。

第23条の2中「登録を」を「登録（更新の登録を含む。）を」に、「別表第6の簡易内管施工登録店手数料をその申請のあった」を「は、別表第6に定める簡易内管施工登録店手数料をその申請をした」に改める。

第26条に次の1項を加える。

4 使用者は、昇圧供給装置を使用する場合は、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次の各号に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用しなければならない。

(1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）その他の関係法令に定めるものであること。

(2) 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

(3) 第15条第1項の規定により供給するガスに適合するものであること。

(4) 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のもの

であること。

(5) 本市で認めた安全装置を備えるものであること。

第27条を削り、第7章中第28条を第31条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 その他の供給条件

(大口供給条件)

第27条 本市は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、一般供給条件（第2章から前章までの規定による供給条件をいう。以下同じ。）にかかわらず、その供給の相手方との合意に基づき市長が別に定める供給条件により大口供給を行うことができる。

(1) 年間を通じて大量にガスを使用する使用者について、一般供給条件になじまず、個別のガスの使用状況を反映した特別の供給条件を設定する必要があること。

(2) 本市が行うガス事業の健全な発達に資するものであること。

2 前項の規定により大口供給を行う場合の料金の額は、別表第2に規定する料金表Aにより算出した料金を上限とし、大口供給契約に係る使用者以外の使用者の利益を阻害するおそれがない金額を下限とし、その範囲内で定めるものとする。

(託送供給条件)

第28条 法第2条第4項に規定する託送供給に係る供給条件その他必要な事項は、市長が別に定める。

(最終保障供給条件)

第29条 法第2条第5項に規定する最終保障供給に係る料金の額は、別表第2に規定する適用区分に応じ算定した額に、100分の120の範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、最終保障供給に係る供給条件その他必要な事項は、市長が別に定める。

(特別供給条件)

第30条 本市は、災害その他特別の事情がある場合において、ガス小売事業にあつては市長が必要と認めたとき、一般ガス導管事業にあつては関東経済

産業局長の認可を受けたときは、この条例以外の供給条件によりガスを供給することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。